

1 措置通知があった包括外部監査

- 平成22年度 「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」  
平成25年度 「市の債権事務の執行について」  
平成26年度 「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」  
平成27年度 「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」  
平成28年度 「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成30年1月15日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

- ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。  
イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。  
ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

## 包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名            水道局 営業課

監査の実施年度 (平成 25 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(93 頁)</p> <p>11 水道事業に係る債権について</p> <p>(1) 不納欠損処理について、実際の債権管理と会計処理を一致させるべきもの</p> <p>不納欠損処理について、債権の実在性や回収可能性を判断して実施していく必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>不納欠損処理については、債権が回収できないと判断されるものを処理する会計処理であることから、分納誓約書に基づき継続的に回収している債権については時効を中断し、不納欠損処理をすべきではありませんが、現在稼働している「上下水道料金処理オンラインシステム」に債権管理の機能が備えられていないことから、滞納発生年度末から 2 年経過した債権については、機械的に不納欠損処理を行ったうえで、納入管理を継続しています。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>「上下水道料金処理オンラインシステム」の改修に着手し、債権管理に係る機能を追加することとしました。(平成 30 年 3 月完了予定)</p> <p>この改修により、不納欠損の可否を未収債権毎に選択できるようになるため、平成 29 年度に不納欠損処理の対象となる未収債権 (平成 27 年度調定分) から、分納誓約により回収見込みのある債権については不納欠損を行わないこととします。</p>	